ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

令和７年９月 26 日
【照会先】
健康・生活衛生局　感染症対策部
感染症対策課　感染症情報管理室長 大塚和子（内 2389）
　　　　　　　課長補佐　小谷聡司（内 2373）
予防接種課　　課長補佐　松下　諭（内 2030）
（代表電話）　03-5253-1111

報道関係者　各位

世界保健機関西太平洋地域事務局により
日本の風しんの排除が認定されました

本日、世界保健機関西太平洋地域事務局により、新たに日本の風しんの排除が認定されましたので、お知らせいたします。（別添参照）

（参考）

・ 風しんの排除の認定基準

適切なサーベイランス制度の下、土着株による風しんの感染が三年間確認されないこと、又は遺伝子型の解析によりそのことが示唆されること

世界保健機関西太平洋地域事務局による風しん排除認定までの経緯について

我が国においては、「風しんの排除を達成する」ことを目標とし、令和元年度から風しんの追加的対策を実施するなど、風しんの排除に向けた取組を進めてきました。

また、我が国では、公衆衛生、疫学、ウイルス学、臨床医学等の専門的知見を有する専門家による麻しん・風しん排除認定会議を設置しており、当該会議で、「麻しん・風しん排除に関する年次報告書」を作成し、WHO 西太平洋地域麻しん風しん排除認定委員会に報告書を提出してきました。 今般、当該委員会での検討の結果を受けて、世界保健機関西太平洋地域事務局は、日本が新たに風しんの排除状態にあることを認定しました。

今後とも、風しんの排除状態を維持するため、当該指針に基づき、風しん対策の推進に努めてまいります。

（参考資料）

別紙 1. 世界保健機関西太平洋地域事務局から発出されたプレスリリース

下記 URL は、プレスリリース掲出のサイト

https://www.who.int/westernpacific/news/item/26-09-2025-rubella-elimination-verified-in-japan--and-measles-and-rubella-elimination-verified-in-pacific-island-countries-and-areas

別紙 2. 風しん・先天性風しん症候群発生報告数の年次推移